

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、法活保護法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

| 指定年月日       | 名 称    | 所 在 地               | 診 療 科 名            | 開設者名  |
|-------------|--------|---------------------|--------------------|-------|
| 昭和三十九年十二月一日 | 宮川医院   | 東伯郡大栄町瀬戸<br>五三の二    | 内科、小兒科、<br>外科、放射線科 | 宮川 英子 |
| 昭和四十年三月五日   | 千代医院   | 西伯郡淀江町大字<br>淀江七九〇   | 内科、放射線科            | 千代庸一郎 |
| 四月一日        | 浜村 診療所 | 合二八一 西伯町字落          | 内科、小兒科、<br>外科      | 史郎    |
| 三月十五日       | 中原藥局   | 氣高郡氣高町大字<br>勝見六六〇の二 | 内科、產婦人科            | 中原 昭則 |
| 三八五七        | 青谷町賣谷  | 森 茂民                |                    |       |

鳥取県告示第二百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石破二郎

| 名     | 称         | 所     | 在         | 地 | 診療科名 | 廃止理由 | 廃止年月日            |
|-------|-----------|-------|-----------|---|------|------|------------------|
| 宮川医院  |           |       |           |   |      |      |                  |
| 戸五三の二 | 東伯郡大栄町大字瀬 | 内科、小兒 | 新築のた<br>め |   |      |      | 昭和三十九年<br>十一月三十日 |

足立医院 西伯郡淀江町大字西 原五〇五 内科、放射線科  
 気高町国民健康保険浜見六六〇の二 村診療所 昭和四十年  
 気高郡氣高町大字勝 内科  
 山田医院 の一 鳥取市伏野一七〇九 内科、小児科  
 転勤により廃止 昭和四十年五月四日  
 四月 六日

## 鳥取県告示第二百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名住 所登録の記号番号 登録年月日  
 福本 四郎 米子市東福原三六六 鳥医一一一五 昭和四十年四月二十一日

## 鳥取県告示第二百四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地  
 昭和四十年四月六日 山田 医院 鳥取市伏野一七〇九の一

## 鳥取県告示第二百四十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 登録番号         | 肥料の<br>名 称                 | 保証成分量<br>(パーセント)                  | 生産業者の住所及び氏名                                |
|--------------|----------------------------|-----------------------------------|--|
| 鳥取県<br>第三六六号 | 大栄苗代<br>複合                 | アンモニウム<br>水溶性<br>りん酸<br>水溶性<br>加里 | 東伯郡大栄町瀬戸五三の九<br>大栄町農業協同組合<br>組合長理事<br>茂住 正 |
| 第三六七号        | 大栄<br>複合<br>亀谷<br>水稲<br>一号 | 一〇・一<br>六・一<br>一二三・一              | 東伯郡大栄町瀬戸五三の九<br>大栄町農業協同組合<br>組合長理事<br>茂住 正 |
| 第三七八号        | 大誠<br>複合<br>水稲<br>一号       | 一〇・〇<br>六・五<br>一一一・六              | 東伯郡大栄町瀬戸五三の九<br>大栄町農業協同組合<br>組合長理事<br>茂住 正 |

鳥取県告示第二百四十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 登録番号         | 肥料の<br>名 称           | 保証成分量<br>(パーセント)     | 生産業者の住所及び氏名                                |
|--------------|----------------------|----------------------|--|
| 鳥取県<br>第二九六号 | 大誠<br>複合<br>水稲<br>一号 | 一〇・一<br>六・一<br>一二三・一 | 東伯郡大栄町瀬戸五三の九<br>大栄町農業協同組合<br>組合長理事<br>茂住 正 |

## 鳥取県公報

|       |      |            |     |     |      |   |
|-------|------|------------|-----|-----|------|---|
| 第三三八号 | 複合三号 | 大誠水稻<br>二号 | 七・六 | 五・五 | 一〇・二 | " |
| 第三三九号 | 複合三号 | 大誠水稻<br>二号 | 八・六 | 五・三 | 九・一  | " |
|       |      |            |     |     |      |   |
|       |      |            |     |     |      |   |
|       |      |            |     |     |      |   |

## 鳥取県告示第二百四十四号

民有林開発緊急林道施設補助要綱（昭和二十六年二月鳥取県告示第六十号）は、昭和四十年五月四日限り廢止する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第二百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第二百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年五月四日

一 作業種類 基本測量  
二 作業地域 鳥取市  
三 終了年月日 昭和四十年三月三十一日

## 鳥取県告示第二百四十六号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定により告示する。

一 作業種類 基本測量（対空標識及び撮影）  
二 作業期間 昭和四十年五月 一日から  
三 作業地域 西伯郡西伯町、会見町  
四 立ち入ろうとする期間

日野郡溝口町、日南町

一 千代川支川旧袋川改修工事  
二 立ち入ろうとする土地の区域  
三 立ち入ろうとする土地の区域  
四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年四月十五日から  
昭和四十一年三月三十一日まで

事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。  
昭和四十一年五月四日

## 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する

#### 規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七号の次に次の一号を加える。

十八 ポスターの掲示場の数を減ずることの承認に関する事項

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月二十八日から適用する。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百五十五条第三項の規定により、近く執行される予定の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画の決定に関して意見をきくため、次のとおり鳥取県内に主たる

### 鳥取県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項第二号の規定により、不在者投票管理者をおくことのできる病院を次のとおり指定した。

昭和四十年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

#### 病院名所在地

医療法人共済会清水整形外科病院

倉吉市宮川町一二九  
北垣胃腸科病院

鳥取市庖丁人町二〇

### 鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和四十年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和四十年五月八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙の執行について

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号（委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項について）の一部を次のように改正し、昭和四十年四月二十八日から適用する。

昭和四十年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 ポスター掲示場の数を減ずることの承認に関する事項

人事委員会規則

初任給調整手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年五月四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三年」を「五年」に、「二年」を「三年」に改める。

第六条第一項第二号中「千七百円」を「二千円」に改め、同条同項人

三号中「九百円」を「千五百円」に改め、同条同項に次の二号を加える。

四 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額 千円

五 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額 五百円

第六条第二項第二号中「五百円」を「七百円」に改め、同条同項に次の二号を加える。

三 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額 四百円

第六条第六項及び第七項を削る。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

第七条 初任給調整手当を支給されている職員が異動し、第四条第一号又は第二号の職員となつた場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、当該職員が最初に初任給調整手当を支給された職員となつた日（第四条第三号又は第四号の職員については、手当が支給されていたとみなされる期間に相当する期間をさらにさかのばつた日。以下次項において同じ。）に第四条第一号又は第二号の職員となつたものとみなす。

2 初任給調整手当を支給されている職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、当該職員が最初に初任給調整手当を支給される職員となつたものとみなす。この場合において、離職等により初任給調整手当を支給されなかつた期間は、前条第一項及び第二項に掲げる期間には算入しないものとする。

（職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則の一部改

正する。  
第二条 職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則等（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改

附  
則

施行期日

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は昭和四十年四月一日から、第二条の規定は昭和三十九年九月一日から適用する。

(經過措置)

調整手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第六条第一項第二号に規定する期間が満了した職員に対する第一条の規定による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第六条第一項の規定の適用については、改正前の規則第六条第一項第二号に規定する額の支給を受けていた期間は、改正後の規則第六条第一項第三号に規定する額の支給を受けていた期間みなす。

昭和四十年三月三十一日において改正前の規則第六条第一項第三号規定する期間が満了しない職員に対する改正後の規則第六条第一項の規定の適用については、改正前の規則第六条第一項第三号に規定する期間のうち同条同項同号に規定する額の支給を受けていた期間は、改正後の規則第六条第一項第四号に規定する期間のうち同条同項同号に規定する額の支給を受けていた期間とみなす。

4 前項の規定は、昭和四十年四月一日前において離職等により初任給調整手当を支給されなくなり、昭和四十年四月一日以降において再び初任

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 印刷所  
鳥取県鳥取市東町一丁目 神谷町  
鳥 取 県 取 刃

給調整手当が支給されることとなる者について改正後の規則第七条第一項の規定を適用する場合に準用する。